

労働者派遣事業に基づくマージン率の公開について

労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定に基づき、弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報（マージン率）を公開いたします。
 なお、マージン率は、以下の計算式で算出します。

※今期は新型コロナウイルス蔓延に伴い、未稼働期間の給与支払手当等を含む値となっております。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$



株式会社GEC

対象期間 令和 2 年 12 月 1 日～令和 3 年 11 月 30 日

①派遣労働者の数（1日平均）		8名
②派遣先数		7社
③派遣料金の平均額（1日8時間当たりの額の平均）		
派遣料金の平均額		¥22,516
④派遣労働者の賃金（1日8時間当たりの額の平均）		
派遣労働者の賃金		¥18,799
⑤マージン率※		
マージン率		16.51%
⑥派遣労働者の教育訓練に関する事項		
入社時	新人研修	
随時	業務に応じて必要な技能研修	
年 1 回	コンプライアンス研修 (個人情報保護、情報セキュリティ)	
⑦労使協定の待遇の決定に係る事項		
待遇の決定に係る労使協定有無	労使協定を締結している	
期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日	
対象者	ソフトウェア開発技術者、通信ネットワーク技術者、 システム設計技術者、一般機器具修理者、コンピュータ操作員に従事する従業員	

※マージンには、派遣労働者の社会保険料や有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費等も含まれています。

※マージンには、新型コロナに伴う派遣途中終了後の雇用維持のための休業手当も含む

以上